

令和元年 5月9日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 橋本 泰宏 殿

公益社団法人 日本看護協会
福井トシ子



2020年度予算・政策に関する要望書

近年、精神障害者数は390万人以上となり、精神障害に対応した地域包括ケア体制の構築が喫緊の課題となっています。

精神に障害があっても、継続的な医療や生活支援などにより再発や悪化を防ぎ、住み慣れた地域で尊厳を守られ、社会の一員として生活を送ることが出来るような取組みが重要です。

行政で働く保健師は、これまで保健所を中心に、精神保健活動として、個別の支援や家族支援、地域住民の知識の向上や理解の促進、医療や福祉等の多機関・多職種関係者と共に地域包括ケア体制の構築に寄与してきました。精神保健の推進において、中心的な役割を担う自治体保健師の人材確保および役割の発揮は、ますます重要となっています。

しかし、保健所保健師の就業者数は過去20年に渡り、横ばいのまま推移しており、平成30年3月に示された精神障害者の退院後支援に関するガイドラインによる業務を十分に展開するには、採用による保健師の増員が不可欠です。

こうしたことに鑑み、精神保健福祉施策の充実については、次の事項の実現を図られますよう強く要望いたします。

要 望 事 項

精神保健福祉施策の推進・充実に向け、採用による保健師の人材確保

精神障害者の地域移行・地域定着を推進するため、地方交付税の活用促進による保健師の増員を図られたい。

地方交付税の活用による保健師の採用

- 保健所の保健師数は、社会の変化や地域の支援が複雑化する中、過去20年にわたり、ほぼ横ばいのまま推移している(平成29年7,829人)。
- 措置入院患者の退院後支援に取組む必要な体制の確保については、各自治体へ平成30年10月29日の事務連絡「措置入院患者の退院後支援について」で周知されたところであり、措置入院患者の地域移行・定着には協議の場の設定等や調整等において、増員による確保が欠かせない。(平成29年度の措置入院患者は1,444人:平成29年度衛生行政報告例)
- 地方交付税措置上、「精神障害者地域移行支援費」における需用費等は増額されているが、給与費(職員数4人)は、横ばいで推移。需要費が増えても、実施する職員が増えなければ地域移行は実現しない。保健師の増員を促す必要がある。
- 精神保健対策、地域移行・定着のためには、各自治体における体制の確保をより一層促進するため、道府県および市町村における地方交付税の活用をさらに促し、配置転換等による充当ではなく、増員による体制整備が必要である。

図1 就業保健師数の推移

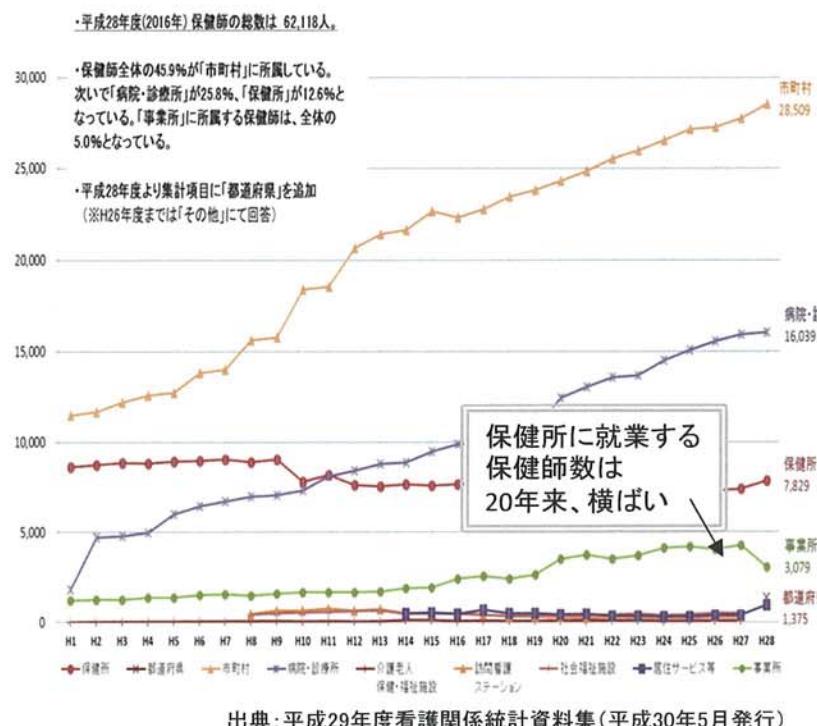


図2 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

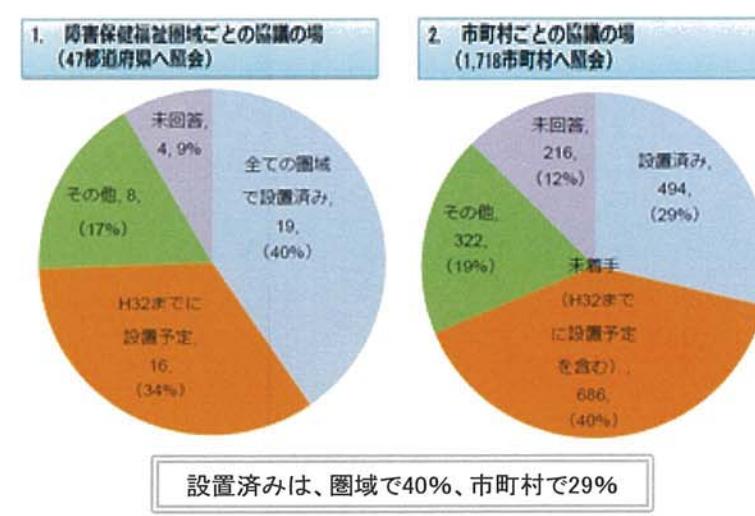


図3 退院者の再入院率

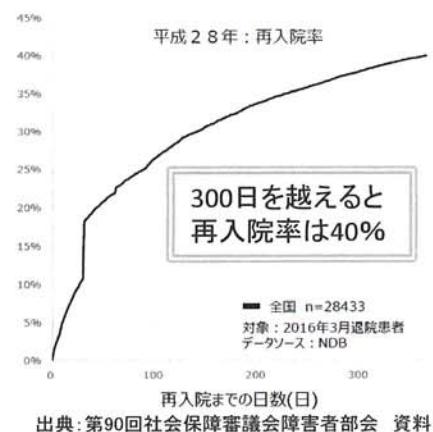


表1 地方交付税の措置状況 《精神障害者地域移行支援費》

	給与費(職員数)	需用費等
平成28年	27,440 (4人)	22,562
平成29年	27,280 (4人)	36,611
平成30年	27,360 (4人)	52,432

(単位 千円)

出典:
地方交付税制度解説(平成28~30年)